第百十九条第二項に次のただし書を加える。

ただし、協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。

第百二十三条第二項第一号中「事由書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百二十四条第三項第一号中「抄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第二号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百二十六条第二項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百二十九条第三項第一号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第三号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第五号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十条第二項第一号中「抄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第三号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十一条第二項第三号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十四条第二項第二号中「年金証書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加え、同項第三号中「謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十五条第二項中「添えなければならない」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十六条第二項第二号中「事由書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により年金証書と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十七条第二項中「年金証書」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百三十九条第二項第三号中「除かれた戸籍の謄本」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

第百四十条第二項第四号中「書類」の下に「（協会が番号利用法第二十二条第一項の規定により当該書類と同一の内容を含む特定個人情報の提供を受けることができるときは、この限りでない。）」を加える。

（児童福祉法施行規則の一部改正）

第六条　児童福祉法施行規則（昭和二十三年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第七条の九第一項第一号中「居住地」の下に「、個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二条第五項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同項第五号中「氏名」の下に「及び個人番号」を加え、同条第三項第一号中「居住地」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第七条の二十三第二項第一号中「居住地」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改める。

第十八条の五、第十八条の六、第十八条の二十一及び第十八条の二十六中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第二十二条第一項第一号及び第二項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同項第二号中「及び生年月日」を「、生年月日及び個人番号」に改め、同条第四項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第二十二条第五項中「都道府県、市及び福祉事務所を設置する町村（以下「都道府県等」という。）」を「都道府県等」に改める。

第二十五条の七、第二十五条の十七、第二十五条の十九及び第二十五条の二十六の三中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第三十六条の二十六第一項第一号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十六条の四十中「生年月日」の下に「、個人番号」を加える。

第三十六条の四十一第一項第一号及び第二号中「生年月日」の下に「、個人番号」を加え、同条第三項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事は、第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

第三十六条の四十一第四項に次のただし書を加える。

ただし、都道府県知事は、前項第五号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。